

# 美浦村高齢者福祉計画 及び第8期介護保険事業計画

【令和3年4月～令和6年3月】

概要版

地域で支え合う  
健康で安心して暮らせる村づくり



美浦村マスコットキャラクター  
「みほーす」

令和3年3月

美浦村

# 計画の概要

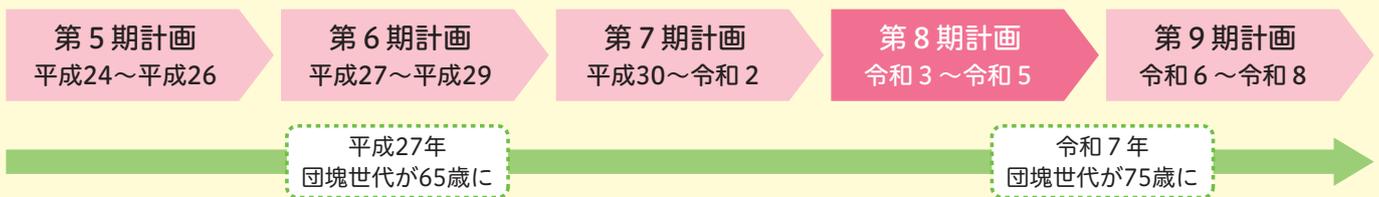
## 計画策定の背景・趣旨

平成12年に開始された介護保険制度も20年が経過する中で、本村では計画期間を1期3年とする「高齢者福祉計画」と、3年毎に策定している「介護保険事業計画」があり、両計画を一体的なものとして、計画的な高齢者・介護保険施策の推進を行ってきました。

国においては平成30年に高齢社会対策大綱、令和元年に認知症施策推進大綱を相次いで改定し、令和2年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する視点が加味されました。

本村では令和2年度に、現行の第7期計画期間が終了することから、このような法制度等の変化や国、県の動向を踏まえつつ、これまでの施策の実施状況や効果を検証した上で、2025年（令和7年）の完成を目指す地域包括ケアシステムの構築を一層推進していくため、新たな「美浦村高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定します。

《2025年（令和7年）までの見通し》



- 第6期以後の計画は、2025年（令和7年）に向け、第5期で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継ぎ、在宅医療・介護連携等の取組を本格化する。
- 令和7年までのサービス、給付・保険料を勘案し、中長期的な施策の展開を図る。

## 計画の位置づけと期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

また、本計画の位置づけは、2025年（令和7年）に向けた地域包括ケア体制の構築に取り組む上での事業本格化の第3期となり、計画の策定に当たっては、「総合計画」や「地域福祉計画」などの各個別の計画と整合性を図ります。

### 高齢者福祉計画

計画  
内容

本村が実施・展開する高齢者福祉サービス等を中心に、中長期的な展望に基づく、高齢者施策を示します。（根拠法：老人福祉法）

### 介護保険事業計画

計画  
内容

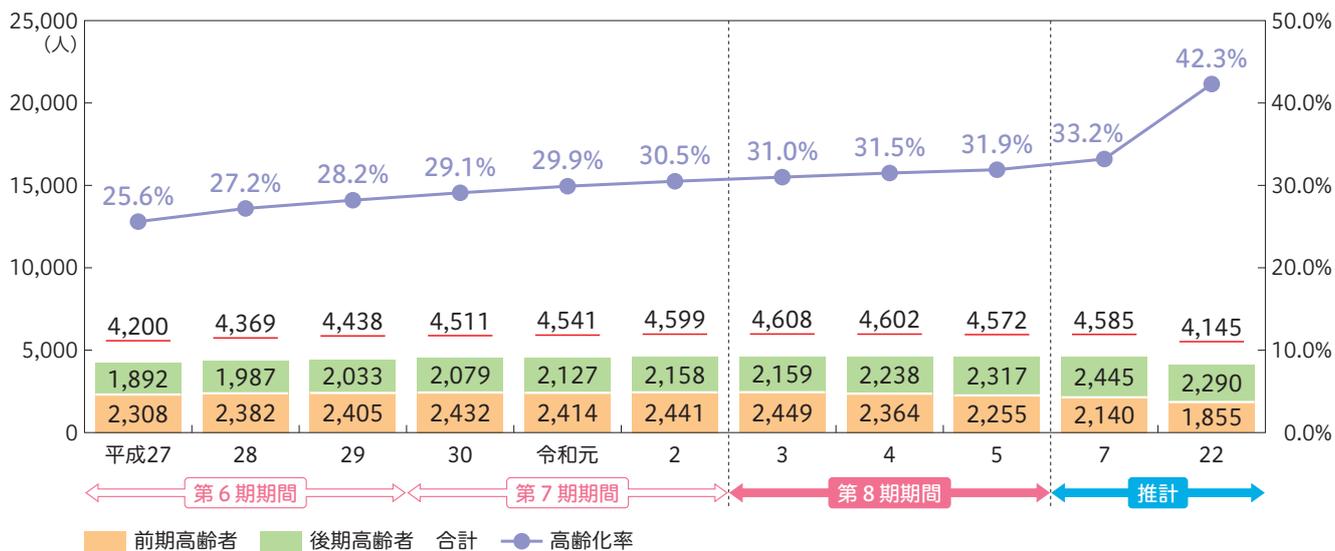
国が示す介護保険サービス等の基本指針に基づき、本村における介護保険事業の方向性及び推計事業量を示します。（根拠法：介護保険法）

# 高齢者及び要支援・要介護認定者の動態

## 高齢者人口と高齢化率

高齢者の人口は令和3年まで増加傾向にあり、2025年（令和7年）には4,586人、33.2%、2040年（令和22年）には4,146人、42.3%と、高齢者の割合は増加する見込みです。

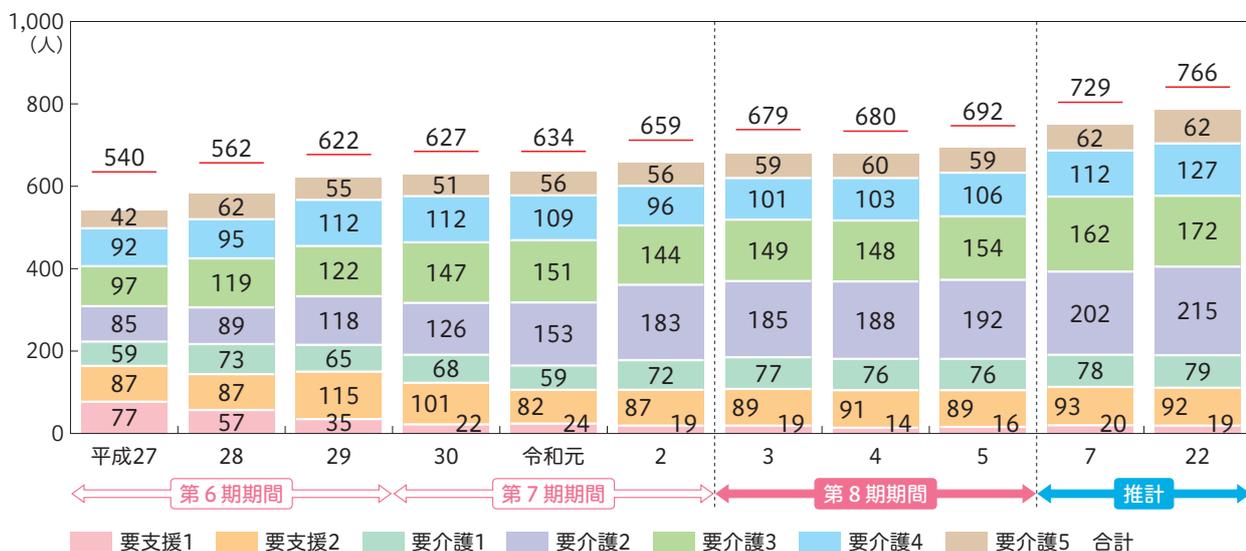
平成27年から令和2年までの高齢者数の推移では399人の増加があり、そのうち前期高齢者（65歳～74歳）133人、後期高齢者（75歳以上）266人の増加となっています。



出典：(実績) 住民基本台帳（各年10月1日）、(推計)「見える化」システム

## 要支援・要介護者の推移

本村の認定者数は一貫して増加傾向にあり、令和2年現在では、要介護2が全体の27.8%（183人）で一番多く、軽度（要支援1～要介護2）の認定者が54.8%（361人）を占めています。軽度認定者が2025年（令和7年）には53.9%（393人）、2040年（令和22年）には52.9%（405人）となる見込みとなっています。



出典：(実績) 介護保険事業報告（各年9月末現在）、(推計)「見える化」システム

# 基本理念と基本方針

## ● 基本理念

本村では、計画の策定に際しては引き続き、第7期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の村民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指します。

また、高齢者の地域での生活を支えるため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

## ●● 基本理念

地域で支え合う  
健康で安心して暮らせる村づくり

## ●● 基本的な視点・方針

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」  
「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」  
に基づいた内容



## ●● 基本目標及び施策の体系

### 基本目標別の施策の展開

基本理念を基本的な考えとして、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現（基本的な視点・方針）を目指し、この計画を推進するための4つの基本目標を定めました。

## ●● 日常生活圏域

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。本村では、地域性や諸条件に基づき、本計画期間においても第7期計画から引き続き、村内を1つの日常生活圏域に区分することとします。

### 2025年を見据えた美浦村の地域包括ケアシステムの姿

第5期計画より提唱された地域包括ケアシステムの構築に向け、従来より取組を推進してきたところであり、引き続き2025年（令和7年）までの構築を目指します。第8期計画では、これまでの取組の成果を踏まえた施策展開を図るとともに、2025年（第9期計画期間）に向けた取組を引き続き推進します。

# 基本目標及び施策の体系

## 基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

高齢者の日常生活を支援するためには、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携や、関係機関との協力が不可欠となります。また、自立した生活を促進するために、生活しやすいまちづくりを行い、高齢者の日常生活における障壁を取り除く必要があります。

本村では、老人福祉施設などの社会資源の整備に努めるとともに、高齢者の外出支援を図ります。また、自宅から目的地へ自由に外出できるよう、村内公共施設、道路等のバリアフリー化を推進し、住みよいまちづくりを推進します。

施策1	福祉サービスの充実	取組	①～⑪
施策2	住環境の整備	取組	①
施策3	生活環境の整備	取組	①
施策4	安全対策の推進	取組	①～④
施策5	見守り体制の確立	取組	①～④

## 基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

高齢者人口の増加に伴い、元気ある高齢者の割合も増加しており、就労の継続や地域活動への積極的な参加が見られる一方、地域等の場に参加する機会や方法がわからないために参加できていない高齢者も多くいます。

また、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、いつまでも健康で活発な生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

本村では、地域での「暮らし」と「自立した生活」を支援、促進するため、安心安全な環境づくりに努め、暮らしやすいまちづくりを行います。また、生きがいのある生活を送れるよう、地域活動や芸術・文化、スポーツ等へ参加しやすい環境づくりや参加の機会づくりを行うほか、関係団体等と連携し、活動を通じた社会参加を促進します。

施策1	生涯学習の充実	取組	①～⑦
施策2	生涯スポーツの充実	取組	①～④
施策3	多様な働き方の支援	取組	①
施策4	世代間交流の推進	取組	①
施策5	社会参加の促進	取組	①～②

## 基本目標3

# 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

加齢による身体機能の低下や認知症を防ぐための「健康づくり」と、要介護の重度化防止を図る「介護予防」の推進は、ともに健康状態や認知機能を悪化させないという目的で一致しており、いつまでも健康で活発な生活を過ごしていくためにも、高齢者の健康増進・維持として包括的な支援を行う必要があります。

保健・医療部門と連携し、健康増進施策の推進と、介護予防事業の適切な実施を図り、要介護度・自立度の重度化防止を図ります。

### 施策1 介護予防・日常生活支援総合事業

- |        |                 |    |     |
|--------|-----------------|----|-----|
| 施策の方向1 | 介護予防・生活支援サービス事業 | 取組 | ①～② |
| 施策の方向2 | 一般介護予防事業        | 取組 | ①～⑤ |

### 施策2 包括的支援事業

- |        |               |    |     |
|--------|---------------|----|-----|
| 施策の方向1 | 地域包括支援センターの運営 | 取組 | ①～④ |
| 施策の方向2 | 在宅医療・介護連携の推進  | 取組 | ①   |
| 施策の方向3 | 認知症施策の推進      | 取組 | ①～③ |
| 施策の方向4 | 生活支援体制の整備     | 取組 | ①   |
| 施策の方向5 | 地域ケア会議の推進     | 取組 | ①～② |

### 施策3 任意事業

- |        |              |    |     |
|--------|--------------|----|-----|
| 施策の方向1 | 介護給付等費用適正化事業 | 取組 | ①   |
| 施策の方向2 | 家族介護支援事業     | 取組 | ①～④ |
| 施策の方向3 | その他の事業       | 取組 | ①   |



## 基本目標4

# 介護サービスの充実と制度の安定的運営

平成12年度より始まった介護保険制度も、度重なる制度改正やサービスの変更等を経ながら、その都度、高齢者をめぐる社会問題に対して取組を進めてきました。

新たな介護保険制度においても、医療・介護連携の推進や、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進などの新たな取組が始まります。

本村においても、これまでの取組を通し、介護サービスの充実と制度の安定的運営に努めてきました。令和3年度からの第8期計画期間においても、引き続き、介護保険制度の円滑な運営を図り、事業の適切な実施及びサービス提供体制の強化を図ります。

**施策1** 介護等給付サービスの充実

**施策2** 介護保険制度のよりよい運営

## 推進体制の確保

本計画は、3年後の令和5年度に、次期計画策定に向けて見直すことになっていますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図っていきます。

また、介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国県への報告事項とします。

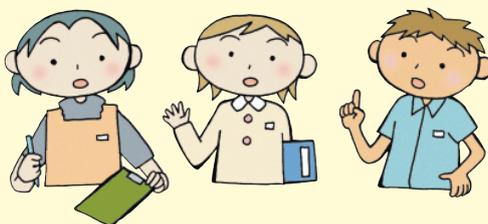
## 介護給付の適正化

本村では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」及び「茨城県第5期介護給付適正化プログラム」に基づき、介護給付適正化を図ります。

また上記計画に基づき、介護給付適正化システムを活用し、不正請求などのチェック機能の強化を図るとともに、ケアプランのチェックや縦覧点検及び医療情報との突合結果に基づく過誤調整などを実施し、介護給付の適正化に努めます。

## サービス基盤の整備

本村では、介護保険施設等サービス基盤整備については、既存施設の整備意向や入所待機者の状況、地域の事業所整備状況等を踏まえ、保険者として適正に介護保険事業を運営できるように、計画的にサービス基盤整備を推進します。



# 介護保険料

## 第8期計画期間の介護保険料基準額及び所得段階

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、第8期の介護保険料を設定します。

また、各段階の介護保険料は、基準額に対する割合を乗じて求めます。



第8期（令和3年度～令和5年度）の  
介護保険料基準額（月額）は、**5,300円**となります。



所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額	保険料 月額
第1段階	・生活保護受給者 ・本人および世帯員全員が住民税非課税で、以下のいずれかに該当する方 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額 ×0.50	31,800円	2,650円
第2段階	・本人および世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75	47,700円	3,975円
第3段階	・本人および世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 ×0.75	47,700円	3,975円
第4段階	・世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	57,240円	4,770円
第5段階	・世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	63,600円	5,300円
第6段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	76,320円	6,360円
第7段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	82,680円	6,890円
第8段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	95,400円	7,950円
第9段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が320万円以上の方	基準額 ×1.70	108,120円	9,010円

美浦村高齢者福祉計画  
及び第8期介護保険事業計画  
【概要版】

発行年月：令和3年3月  
発行・編集：美浦村保健福祉部福祉介護課  
所在地：〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515  
連絡先：029-885-0340（代表）